

第4章 令和5年度の目標値の設定

1 目標値の設定

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため、次のとおり目標値を設定します。

なお、県計画は、第5期計画及び第1期児計画の進捗状況等を踏まえるとともに、厚生労働省が社会保障審議会障害者部会での議論等を踏まえて定めた指針に即し、広域的見地から、市町障がい福祉計画及び市町障がい児福祉計画の目標値等を基に適切に設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数 2,009 人を基準として、令和5年度末までに4.4%の障がい者が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点で1.9%の施設入所者の減少を図ります。

項目	目標値	国指針
地域生活移行者数	88人(4.4%)	6%以上
施設入所者の減少数	38人(1.9%削減)	1.6%以上削減

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活移行者数については、市町において、第5期計画の進捗状況や入所者の状況、地域の実情等を勘案して目標値を設定しており、県計画の目標値として積上げた結果、国指針を下回る数値となっています。

なお、国指針に基づき、施設入所者及び地域生活移行者には、障害児入所施設における18歳以上の障がい者（いわゆる「加齢児」）は含めていません。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携による支援体制を構築するため、次のとおり取り組みます。

①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日とします。

項目	目標値	国指針	実績(H28.3)
平均生活日数	316日	316日以上	308日

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

(厚生労働科学研究における研究班により算出された数値)

②精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定します。

項目		目標値	国指針
精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	1,170人	計算式により算定
	65歳未満	638人	

【設定に当たっての考え方】

国指針に示された計算式に基づき設定します。

③精神病床における退院率

令和5年度における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点及び1年時点の退院率について目標値を設定します。

項目	目標値	国指針	29年度
入院後3ヶ月時点の退院率	69%以上	69%以上	62.8%
入院後6ヶ月時点の退院率	86%以上	86%以上	81.6%
入院後1年時点の退院率	92%以上	92%以上	88.8%

【設定に当たっての考え方】

「精神保健福祉資料(NDB)」を参考として、国指針を基本として設定します。

○活動指標

精神障がい者の利用者数

項目	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	43人	46人	52人
地域定着支援	93人	98人	105人
共同生活援助(グループホーム)	310人	335人	364人
自立生活援助	12人	15人	19人

※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

なお、このほか、市町障がい福祉計画においては、保健、医療及び福祉関係者による協議の場に関する活動指標等が、新たに追加されています。

(3) 福祉施設から一般就労へ移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行を促進するため、次のとおり取り組みます。

①福祉施設から一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労移行者数を基準とし、令和5年度における福祉施設からの一般就労移行者数を設定するとともに、就労移行支援事業等の各事業における移行者数を設定します。

項目	目標値	元年度 (基準値)	国指針
一般就労移行者数	234人 (1.27倍)	184人	1.27倍以上
就労移行支援	83人 (1.30倍)	64人	1.30倍以上
就労継続支援A型	76人 (1.26倍)	60人	1.26倍以上
就労継続支援B型	68人 (1.23倍)	55人	1.23倍以上

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

○活動指標

令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、活動指標を設定します。

項目	数値	割合※
職業訓練の受講者数	34人	14.5%
福祉施設から公共職業安定所（ハローワーク）への誘導者数	147人	62.8%
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所（ハローワーク）における支援者数	53人	22.6%
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	139人	59.4%

※令和5年度一般就労移行者数（目標値）に対する割合

②就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合

令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

なお、就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合とします。

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの間、各市町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を設置し、確保するとともに、機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
地域生活支援拠点等の整備状況	20 市町 (圏域設置含む)	各市町又は圏域に 少なくとも1つ	2市 (元年度)

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活支援拠点等

- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える体制。
- ・必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備え、市町又は圏域単位で、地域の実情に応じて整備する。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は圏域に少なくとも1箇所以上設置するとともに、全ての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
児童発達支援センターの設置	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上（困難な場合は圏域での設置）	4 市 (元年度)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	20 市町	全ての市町	8 市町 (元年度)

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、本県の支援の見直しを含め検討を行い、体制の確保に努めます。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1箇所以上確保することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上（困難な場合は圏域での設置）	9 市町 (元年度)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上（困難な場合は圏域での設置）	8 市町 (元年度)

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、県、各市町又は圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値、国指針を基本として設定します。

児童発達支援センター

・施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある（疑いも含む）子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

重症心身障がい児

・重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。

医療的ケア児

・日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児のことをいいます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保できるよう、各市町等が行う以下の取組みについて支援します。

【具体的な取組み】

- 総合的・専門的な相談支援の実施
- 地域の相談支援体制の強化
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組み

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

○活動指標

項目	3年度	4年度	5年度
指導監査結果の関係市町との共有	3回	3回	3回

2 目標値達成に向けた取組み

(1) 地域における相談支援体制の充実・強化

障害福祉サービス等の種類や量（事業所数）が徐々に充実する中、個々の障がい者（児）等の多様なニーズにあった適切なサービス利用を促進し、安心して地域での暮らしを継続するために、相談支援の役割はますます重要になっています。

市町においては、障がい者（児）等への支援体制の整備を図るため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等の関係者により構成する市町障がい者自立支援協議会等が、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関のネットワーク構築や地域の社会資源の拡充などの機能を果たすとともに、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談支援や権利擁護等の役割を担う基幹相談支援センターの設置が求められているところです。

このため、県では、県障がい者自立支援協議会において、市町における相談支援体制の状況把握に努め、市町等に相談支援に関するアドバイザーを派遣するほか、地域の中核として活躍できる主任相談支援専門員を養成するなど、平成 31 年 3 月に作成した「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、県、市町（地域）、事業所等がそれぞれの役割を担い、連携して、日常的に地域で人材育成ができる相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場（県精神障がい者地域移行支援協議会）において、情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件整備により退院可能な精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者等と連携を図りながら、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。

具体的には、精神障がい者地域移行支援事業により、障がい保健福祉圏域ごとにピアサポーターを配置し、一般相談支援事業者が実施する地域移行支援・地域定着支援に係るサービスについて、精神障がい当事者の立場から情報提供を行い、退院を促すとともに、県精神障がい者地域移行支援協議会を開催し、事業全体の評価検討及び計画策定を行い、県全体の支援体制との連携を図り、事業実施主体への助言等を行います。

(3) 地域生活への移行支援

障がい者が日常生活上の相談支援等を受けながら地域で自立した生活を送るため、必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知に努めるとともに、多様なサービスを提供できるよう、市町や関係機関等と連携し、広く情報提供を行うことなどにより事業者の参入を促進し、地域の受け皿となるグループホーム等の必要な社会資源の確保に努めます。

また、障がい者等の公営住宅等の公的賃貸住宅における優先入居等の支援や、民

間住宅への円滑な入居の促進を図るため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づく居住支援協議会において、必要な情報の提供や相談支援体制の整備を促進します。

（４）労働施策と連携した就労支援の充実

県内の圏域ごとに設置した障害者就業・生活支援センターを中心として開催する就労支援関係機関連絡会議等を通して、雇用、保健福祉及び教育等に関わる関係機関が連携し、課題の解決や就労支援施策の効果的な実施方策を検討するなど、障がい者の総合的な就労支援体制を整備するとともに、障害者就業・生活支援センターを核とした関係機関のネットワークの下、身近な地域で就労面と生活面の一体的な支援を行います。

また、愛媛労働局や愛媛障害者職業センターが実施する障害者トライアル雇用やジョブコーチ（職場適応援助者）等の制度を周知するとともに、障がい者と企業のマッチングや障がい者雇用企業への見学会、特別支援学校による職場体験としての現場実習等を通して、企業の障がい者雇用への理解促進や障がい者の就労を支援しています。

このほか、産業技術専門学校において、障がい者を対象として、その特性に応じた職業訓練を実施するなど、障がい者の就労に繋げる支援体制の整備を図っています。

なお、県では、令和元年度から、常時勤務による就労が困難な障がい者を最長３年間雇用し、就労経験を積む機会を提供する「えひめチャレンジオフィス」を通じて、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援しています。

（５）一般就労への移行が困難な人に対する支援及び工賃向上に向けた取組み

障がいの状態等により一般就労への移行が困難な人の働く機会を確保するため、農福連携による農業分野等での就労促進に努めるとともに、就労継続支援事業等の充実に努めます。また、利用者の就労意欲の向上や障害者就労施設等の利用促進を図るため、「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づき、商品開発、共同受注窓口の体制強化による受注増加や販路拡大等に取り組むとともに、「障害者優先調達推進法に基づく愛媛県調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、工賃向上に向けて各種事業を実施します。

（６）障がい児の支援体制の整備

障がい児の支援にあたっては、障がい福祉担当課と子育て支援担当課の連携による就学前の児童への支援を充実させ、地域の障がい児支援の中核的な療育支援施設である児童発達支援センター等の整備を推進するほか、重症心身障がい児等ができるだけ身近な地域で児童発達支援等の障害児通所支援等が利用できるよう、事業所の参入を促進するなど、市町と連携し社会資源の確保に努めます。

また、近年増加している医療的ケア児の支援を強化するため、医療、保健、福祉、教育等多分野の連携を進めるとともに、医療的ケア児支援の総合的な調整役を担う

コーディネーターや一定の知識を身に付けた支援者等の養成に取り組み、各地域や事業所等への配置を推進します。

このほか、文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。